

第15回「政策推進作業部会」議事概要

日時 平成26年3月27日(木) 14:00～15:35
場所 中央合同庁舎第四号館 全省庁共用 1214 特別会議室
出席者 委員：常本部長、阿部委員、加藤委員、菊地委員、佐々木委員、佐藤委員、
篠田委員、本田委員、丸子委員
事務局：小西内閣審議官、内閣参事官ほか
傍聴：財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省ほか

議事

1. 「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営の基本方針について

(1) 「民族共生の象徴となる空間」における博物館等の検討状況等について

①文化庁より博物館の検討状況等について次のとおり説明。

○ 博物館については、昨年10月に調査検討委員会のもとに3つの専門部会を設置し、平成27年度の概算要求に向けて今夏を目途に施設の規模あるいは展示の規模を決定して、平成26年度末までに博物館の基本計画の策定、平成27年度に基本設計に着手するという予定で作業を進めている。

展示・調査研究検討専門部会、施設整備検討専門部会は、それぞれ概ね8回予定しているうちの現在まで3回開催をしている。組織運営検討専門部会については7回程度予定しており、現地視察を1回開催したところ。

これまでの専門部会における主な意見は次のとおり。

展示・調査研究検討専門部会では、例えば常設展示室について、展示物が固定しているとなかなか集客が見込めないのが、臨機応変に展示を更新できる形が望ましい。今回整備される博物館が収蔵資料を持った上で、ほかの館とも交流しながら資料の借用あるいは交流を行いながら展示を行うのが理想的ではないか。現代のアイヌの方々や文化をどのように捉えるか、あるいはアイヌの歴史をどう表現するかということも非常に重要ではないか。白老町だけでなく、ほかの地域も含めた博物館であるというような位置づけ、あるいは地域性をどう表現するかということも重要ではないかなどの意見が出ているところ。

施設整備検討専門部会では、建物の配置、規模の検討にあたっては、公園全体のマスタープランが非常に重要ではないか。来場者の動線やスペースの確保については、ほかのゾーンとあわせて設計段階から戦略的に検討する必要があるのではないかと。民族共生や自然との共生あるいはアイヌの世界観等を反映した建物のデザインが必要不可欠である。アイヌの方々自身が情報発信する場や資料調査のためのスペース、外部の研究者の方のためのスペースを設けられるとよいのではないかと意見が出ているところ。

専門部会の検討と並行して博物館の開館に向けては、アイヌ関係の資料を収蔵する博物館等とのネットワークの構築が必要であるため、収蔵状況調査を平成27年度行う予定としている。

また、この調査においてアイヌ関係の文化研究に関する専門家などの人材についても把握し、将来的には人材育成についても検討の上、将来設置される予定の博物館設置準備室に引き継いでいくことも今後検討していきたい。

②国土交通省より文化伝承・人材育成活動及び体験交流活動に係る検討状況について次のとおり説明。

○ 象徴空間における活動の在り方については、平成25年6月の作業部会報告において方向性が示されたところであり、平成26年度から活動に関するプログラムの策定に着手し、管理運営体制の準備と並行して検討策定を進め、開業準備行為の着手までに策定を終了するとされている。

また、平成26年度における本格的なプログラム策定作業の開始に先立ち、アイヌ文化等に関する道内外の各地域の様々な活動の現状について、イオル事業の実施地域などを中心に、分野別・主体別に関係者の協力の下に情報の収集整理を実施しているところ。

今後のプログラムの検討に当たっての当面の方針は次のとおり。

作業部会報告において示された方向性を踏まえつつ、プログラム策定のための調査に速やかに着手する。

また、この調査は次の点に留意して行う予定としている。

これまでの調査等の成果を基に、更に調査対象地域を拡大しながら、各地域における活動を将来にわたり持続する上での課題や問題点を分析し、その課題解決のために象徴空間が果たすべき具体的な役割を明確化すること。

象徴空間の周辺環境や様々な活動を展開するための諸条件を整理し、具体的取組の分野ごとに想定される対象者の属性及び受け入れ可能な規模、実施時期及び期間等を明らかにした上で、象徴空間において子供から大人まで世界観、自然観を学ぶことができるような活動内容を盛り込み「アイヌ文化の復興」を図ること。

象徴空間の開業準備行為に直結するような、具体性があり実現性の高いプログラムの内容とすること。なお、開業準備期間中におけるアイヌ民族博物館の営業活動との関係を念頭に置いて検討すること。

プログラムの策定とあわせて、象徴空間に対する国民理解の促進を図るためのプロモーション活動を検討すること。

委員会の開催等により、有識者の意見を聞きつつ、博物館や公園的土地利用に係る検討と連携しながら検討を進めること。この際、多くのアイヌの人々の意見が反映されるような検討体制の確立を図ること。

③国土交通省より公園的土地利用に関する調査について次のとおり説明。

- 公園的土地利用については、象徴空間の基本構想において自然と共生してきたアイヌ文化への理解を深めるとともに、国内外から訪れる多様な利用者が快適に過ごせる魅力ある空間を形成するため、文化施設の周辺については豊かな自然を活用した憩いの場等の提供を可能とするような公園的な土地利用を図ることとされている。

また、昨年、象徴空間のロードマップで示されたとおり、オリンピック・パラリンピックに間に合うよう、国土交通省では平成24年度から調査を進め、基礎調査を経て今年度から基本構想の調査に着手している。構想の策定に必要な植栽樹木、景観等に関する現地調査や公園的な土地利用に関する海外の事例の整理などを、関係機関へのヒアリングなども行いつつ実施しているところ。

今後、基本構想の成案を得るためには、アイヌ文化に造詣の深い方々の見識や公園づくりの専門家の意見及び知見を十分に反映することが必要であると考えており、来年度は有識者による委員会を設置して検討の熟度を深めていき、その後に細部の計画や設計、測量調査、各種法手続などを行い、着実に工事を進めていきたいと考えている。

公園的土地利用の検討を行う上では、上位計画である象徴空間全体の基本構想の精神を十分に反映することはもちろん、公園的土地利用単独ではなく、博物館や体験・交流活動、文化伝承活動、さらには周辺施設における取り組みなど、象徴空間全体の一体感を持たせたコンセプト、景観、動線等とすることが必要であると考えているので、今後とも関係する方々との連携を密にしながら検討を進めていきたい。

④主な意見等

- 象徴空間の中のゾーニングが決まらなければ博物館の設置場所も規模も決まらないので、早急に検討を進めていただきたい。

この博物館はアイヌ民族博物館の資料がベースとなると思うが、基本的には収蔵品ゼロの状態からスタートすることとなる。そのため、国立大学で所有しているアイヌに関する資料をこの博物館に集めるといったことも検討していただくと良いのではないかと思います。

アイヌ政策推進会議座長である菅官房長官より、2020年までにオープンするという目標が示されているが、オリンピックについては国立競技場等の関連施設の整備もあることから、予算の確保について懸念している。

- 博物館、文化伝承活動等、公園的土地利用すべてに関連してくると思うが、今後の省庁間の話し合いは個別に行っていくのか、それとも合意形成に向けた場を設けていくのか。予算についてもどのように協議していくのか今後の展開を教えてください。
- 調査はそれぞれが行うこととなるが、内容については相互に連携して進めていく必要があるため、

検討会等をそれぞれで設ける場合は、主要委員の共通化や必要であれば政策推進作業部会のもとに専門の集まりを設置することなども含めて検討していきたい。

- 現状では、それぞれの検討の場に政策推進作業部会の委員が出席している場合は、その内容を部会にフィードバックしていただくこともあるが、当然それだけでは足りないのだから、然るべきタイミングで検討や調整の場を設けることが必要になってくると思う。
- イランカラプテという言葉は非常に耳当たりが良く、マークも美しいので大変好評であるとの話も聞いている。

博物館も基本構想や基本計画と進んでおり具体化されてきていることは分かるが、用地の取得や現地準備事務所の設置等をはじめとして、予算について大変心配しており菅官房長官のもとでこれらについて早期に目途をつけていただきたい。

- 予算措置の趣旨も含め、官房長官のもと閣議決定を目指すということで、まさに今、当部会の検討内容をまとめるべく作業していると認識している。
- アイヌ文化の施設の現場では、現在のアイヌの方は何をされているのか、どこへ帰るのか、何を食べているのかといったことを聞かれることが非常に多く、現在のアイヌについてどう伝えるかは非常に難しい問題だと感じることから、現在のアイヌの人々や文化の展示についてどう考えているのか教えていただきたい。
- 博物館では、「現代」は展示できるが「現在」は展示できないという側面がある。特にこの博物館は、日本では初めて特定の民族に関する博物館となるので、来館者に「現在」のアイヌについてどう理解してもらうかは大変重要であり、また大きな課題であると認識している。

博物館の専門部会の構成員については、現在は博物館の整備について検討しているため、博物館の専門家に集まっていたが、アイヌの人々の現在をどう見せていくかということを検討するにあたっては、アイヌの人々に参画していただき展示計画等を作成することを考えている。

- 国土交通省から海外事例を整理しているとの説明があり、資料にもフィンランド、オーストラリアの写真があるが、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、北欧3国についても大変展示が上手く伝統はもちろんのこと現在の先住民族の文化等もきちんと見せているので、こうした事例を参考にすべく海外事例の整理はしっかりやっていただきたい。
- 日本は人権を重んずる国として、先住民族対策として何らかの形で特別な予算措置を早急に行なって欲しい。

象徴空間はアイヌだけでなく和人のためのものでもあると思う。今の人は、過去のアイヌの歴史や同化政策についても知らないのだから、負の歴史をしっかりと伝えることが最も重要になってくる。現代社会において、アイヌ文化は過去の存在であると思われるっており、現代的な要素があることについてはほとんど理解されていないと感じる。

報道についても同様であり、アイヌ民族の衣装を身につけて、儀式に参加するのがアイヌであると報道される。このような報道を見るとどこのアイヌのことを言っているのかと不信感が湧いてくる。

民族性のために伝統は必要であると思うが、アイヌはいつまでも200年前と同じではなく、伝統は変化しながら現在につづいているということに重点を置かなければならないと思う。

和人が未知の日本の歴史と出会う場をつくるということも象徴空間の重要な役割の一つとなると思う。

- 予算のことも考えて2020年までオープンするという目標であるとの話だが、何が何でもオリンピックまでということに固執して中途半端なものが作られる恐れがあるならば、2020年までにプレオープンということでも良いのではないかと。きちんとしたものを作らないと意味がないと考えるが検討委員会ではそういった観点から検討されているのか。
- 部分的な開館ということでもある程度はやむを得ないのではないかとこの考え方も一つにはあるが、その場合には部分的な開館以降も継続して予算措置されるのかという問題があるので、一気に進める方が良いという意識を持っている。
- 目指すべきスケジュールと実際の整備の整合が取れるように検討を行っていく。
進捗状況等については適宜報告させていただく。
- 今年の年初にアイヌ政策が国主導の箱物でごまかされそうですねというコメントを親しい方からいただき、世の中はそういうふうに見えるのかとショックを受けると同時に、これからは

やはり国民理解が本当に必要であると感じた。

理解を促進していくためには、例えばキャッチコピーのようなものがある、視覚的にも入りやすいといった啓発ツールや象徴空間は日本国民全体にとってどういう意義があるのかが分かりやすく理解できる資材を用意していただきたいと思う。

- ここでの議論が実現されていくと考えているので象徴空間に望むことを申し上げる。

まず、象徴空間では、積極的にアイヌの子弟を採用していただきたいということ。

次に、アイヌの伝承者育成もしっかり取り組み、きちんと世代交代が行われるような方法も検討していただきたいということ。

次に、象徴空間だけでなくイオル事業地域などとも連携し、しっかりした下支えや波及効果が出るような取組を考えていただきたいということ。

(2) これまでの部会での議論及び部会報告に盛り込むべき事項について

- ①事務局よりこれまでの部会での議論を踏まえた部会報告に盛り込むべき内容について説明。

②主な意見等

- 遺骨の保管状況の調査結果において他の大学から貰ったという大学があるが詳細を教えて欲しい。
- 大学の保管状況について調査を実施されたが、以前から博物館や美術館についても調査をしていただきたいと申し上げている。
- 博物館などについても検討するというのではなく今後調査すると回答していただきたい。
- 博物館などの調査については従来から指摘されている論点であるので、可否を含め、真摯に検討を行っていただきたい。

- 全国の国立大学におけるアイヌの文化財の保有状況について調査していただきたい。

- コタンまたは市町村ごとに返還して欲しいと言わない限り返還できない遺骨が大部分を占めているのが現状であるならば、アイヌの人々の受け入れ体制が整うまでの間という表現は、象徴空間において一時的に遺骨を管理するように受け取られるので表現としては適切ではないのではないかと。

博物館については遺骨を保管しているところはある、また、個人や海外の大学などでも保管していると思われる。これらを含めると文部科学省の所管からも大きく外れることになるため、このような調査を行う機能についても象徴空間の中に持たせる必要があるのではないかと。昭和30年ぐらいまでは教授が大学を移る際に遺骨も一緒に持っていくなどアイヌの遺骨に関わらず大学間で遺骨の移動があり、遺骨を保管するに至った経緯がわからなくなる一つの原因となっている。特に戦前は、日本の領土となっていたところに日本の遺骨が随分渡っているということもあるのではないかと。2020年までにそこまで調査することは難しいと思うので2020年以降も継続的に調べていく必要がある。

- 昨年のアイヌ政策推進会議で承認された遺骨返還の基本的考え方では、最大限返還することが大前提とされているので、理屈としては全部返すということになる。現実には可能かどうかという問題はあがあるが、アイヌの人々が全ての遺骨を受け入れることを前提とした表現とすることは理屈に合っている。後はこの理屈を理解していただけるかという問題。

アイヌ民族の遺骨あるいは副葬品について、大学に限らず様々な機関等における所蔵関係も調査するには、2020年までというタイムスパンでは無理というのはそのとおりだと思うし、遺骨の返還についても大学において完結するものではなく、象徴空間においても継続的に行われることから象徴空間において遺骨に関する作業を可能にする体制整備も必要である。

また、海外での所蔵というのも重大な問題。諸外国の例では、ニュージーランドのマオリについての返還事例等があるほか日本の大学にも問い合わせが行われている。アイヌ民族においてもこのようなことを視野に入れながら、今後の体制を整える必要がある。

- 現在のアイヌ文化をどう見せていくのか、精神文化をどうやって表していくのか、今後の研究のあり方、アイヌ語で発信していくためには研究者などの人的整備が必要となるがこれを既存の体制でできるのか、象徴空間の質的な部分に関連してくるソフトに関するところまで盛り込まれていないため、今日の議論も含めて反映して欲しい。

- この3月までの3年間実施された白老におけるイオル事業の中の伝承者育成事業では、5人の若者が育成されたところであり、現在、アイヌ民族博物館において彼らが3年間の事業で作成した作品を中心とした展示が行われている。その展示にはアイヌ語と日本語で解説があり、彼らはアイヌ語でも

自分の思いを表記できるようになっている。3年間でこれだけアイヌ語や伝統的なことができるようになったという成果を鑑みると5年間の事業であればさらに大きな成果を上げることができるだろう。この事業の成果は、象徴空間での人材育成を考える上での大きな材料となると思うので、今回の部会報告にも載せることはできないのか。

- 今回の部会報告は政府に対する具体的な要望となるため、その中に現に行われている事業の成果は馴染まないのではないかとと思うが、先のアイヌ語等に関する意見とあわせて何か報告書につけることができるかどうか。
- 現に行われている事業として、白老の伝承者育成事業は国の補助事業ではあるが、ほとんどアイヌ民族博物館という民間が行った事業の成果である。また、伝承者育成も含めて研究あるいは基礎データの調査や整理等事業を行っている成果もあるがこういったものもどうなのか。
- アイヌの人々の参画を確保することは重要であるが、象徴空間の一体的運営を図るために行うべき事項の全てに関わる「目的」であるかのような記載の仕方は再考が必要ではないか。
財源の問題については、先ほどから象徴空間全体を進めていくに当たって本当に大丈夫なのかという意見が繰り返し出ている。特に国に対しては財源について特別な配慮、措置をお願いしたいという趣旨のことを含める工夫はできないか。
- アイヌ文化期は、年表では12～13世紀からであり700～800年前からの話になる。明治になると、アイヌに日本の宗教が入ってきて、火葬して遺骨を埋めて墓参りも行うようになった。こうした違いのある遺骨について同じ手法で研究するのはどうかと思うが、例えば、15世紀の遺骨と明治の遺骨とでも研究は同じなのか。
- アイヌの人たちの変遷であるとか、成り立ちを調べるときには当然時代ごとに分けてみていくことになるが、研究の手法自体に違いはない。明治以降の遺骨を研究するということは基本的にないと思うがどの遺骨が明治以降であるかを判別する必要があり、一般的には江戸時代までを一区切りとして研究を進める。
なお、アイヌ期よりも前と言われている擦文の時代についてはほとんど遺骨がないため、人類学においてその時期の研究はほとんど行われていない。
- アイヌの人々の受け入れ体制が整うまでの間という表現は、アイヌの人々の体制が整っていないから、国がその間保管するというように受け取られてしまうのではないか。そもそも持ち出されたものをお返しするという場合に受け入れという表現が適切なのか。ここは誤解を受けないような、また、アイヌの方々の気持ちに即した表現とするよう配慮が必要ではないか。
- 国連宣言12条等で先住民族の遺骨の帰還に関する権利等がうたわれており、それを尊重して日本としても施策を考えていくということであれば、国が管理をするとしても期限付きのものであり、本来アイヌの方々に返還できるものは全て返還するということになるのではないか。ただし、受け入れという言葉とあわせて、期限についての表現が適切かどうかについては検討の余地があると思う。
- 遺骨の保管状況調査から大学が保管している遺骨の中には入手の経緯が分からないとか倉庫に保管してあるとか四肢骨の状態が分からないなどという状況が分かり、これまでまともな管理を行ってきたのか、人間として扱っていただきたいという思いがあり、前回の部会では北海道大学の管理についての例をあげてこのようにできるのではないかとすることを申し上げた。そういうことも考えた上で、管理についてはこのような表現となったと理解している。
- アイヌ協会において、返還の方法についてはどのような議論が行われているのか。
- 公益法人移行を控えていることから具体的な議論は4月以降になると思うが、議論にあたっては協会の組織率が低いことから地区全体を代表しているのかという問題を念頭に考えなければならない。
理事会では、集約するという点について同意をいただいている。
- 前回の作業部会において返還を望んでいる支部が一つあると申し上げたが、改めて確認したところ、綿密な確認を経て返還することになることや象徴空間では遺骨の情報をもとにきちんと遺骨が管理されることなどから集約するほうが望ましいという意見となったことを報告させていただく。
- 最大限返還という基本的考え方に従うのであれば、個人返還には自ずと限界があるので、地域返還についても可能性を追求する必要がある。この問題に関してはアイヌ協会だけで完結する問題ではなく、非協会員を含めた地域という視点から今後検討していく必要がある。
一部のアイヌ民族の方々からはとにかく返還せよという要望はあるが、これまでは返還のあり方に

ついて、アイヌ民族の側から具体的な考え方や踏まえるべきプロセスについての意見が余りなかったのではないかと。今後は、返還に伴う諸問題点も踏まえた上で、アイヌの方々が望む具体的な返還の形についての意見を出されることが必要であり、組織的にそれができるのはアイヌ協会であると思う。

- アイヌ政策推進会議への報告書となる内容であるならば、遺骨について日本各地の大学だけではなく、資料館とか博物館についても入れることはできないのか。博物館や資料館に保管されているアイヌの遺骨があれば、後々にそれも含まれるような表現にできないのか。
- 作業部会としては大学以外のものを排除するという趣旨のものではないという理解をしておけばよいのではないかと。
- こうした内容の報告書がアイヌ政策推進会議に提出され、一般の方たちが議事録なども含めて読んだとき、博物館や資料館は入っていないという印象を受けると思う。この部会に参加している方はそうではないと思っていても、結局5年後、10年後に文書だけが残ったときに含まれていないということにならないようにしてほしい。
- 大学に限定した趣旨だと狭く読まれないような表現とできないか検討いただきたい。
- 遺骨については有識者懇談会報告において、過去に発掘及び収集された遺骨を対象としているということは承知しているが、今後発掘されるアイヌの遺骨についても含めるべきだという議論がこれまでの部会で行われてきたので、議論の内容を盛り込むようにしてほしい。
- これまでの部会での議論の内容は主な意見として整理されることになるが、時間軸的な範囲についての議論は結論を得た訳ではない。

2. その他

- 次回の部会は、4月18日を予定。

(以上)